

公募型プロポーザル方式による企画提案書募集に関する公表

小川地区衛生組合可燃ごみ処理
業務委託事業者選定委員会委員長

小川地区衛生組合可燃ごみ処理業務委託に関するプロポーザル方式実施要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり企画提案書を募集します。

1 業務概要

(1) 業務名

「小川地区衛生組合可燃ごみ処理業務委託」

(2) 業務目的

小川地区衛生組合では、構成町村（小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町及び東秩父村）で発生する家庭系及び事業系一般廃棄物の可燃ごみ処理業務並びに処理後の残渣処分業務について、高度な技術力で適正かつ安定的に処理できる委託先を公募型プロポーザル方式で選定することにより、今後の安定したごみ処理を実現することを目的とする。

(3) 契約期間

令和 4 年 4 月 1 日から 最長 10 年間（契約期間は提案による）

(4) 業務内容

別紙「小川地区衛生組合可燃ごみ処理業務委託仕様書」のとおり

(5) 委託額

金額の提案にあたっては 1 トン当たりの処理単価（税抜き）を記載すること

(6) 業務実施上の条件

ア 業務実施にあたっては、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、本組合が策定した各計画との整合性を確保すること

イ 別紙「小川地区衛生組合可燃ごみ処理業務委託仕様書」のとおり

(7) その他必要事項

別紙「小川地区衛生組合可燃ごみ処理業務委託仕様書」に基づき行うものとする。

2 参加申込書に関する事項

(1) 参加申込書の作成様式

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる事項に留意のうえ、参加申込書（様式第5号）を提出すること

(2) 提出期限、場所及び方法

ア 提出期限：令和3年1月25日（月）正午まで

イ 提出場所：後記6の問い合わせ先と同じ

ウ 提出方法：持参（平日午前8時15分から午後5時まで）

書留郵送可（必着）

(3) 参加申込の資格要件

ア 平成31・32年度小川地区衛生組合競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

ただし、資格者名簿に登載されていない者が公募型プロポーザル方式に参加するときは、参加申込書の提出にあたり、次に掲げる書類を併せて提出すること。

① 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの。）

② 消費税及び地方消費税の納税証明書（発行後3か月以内のもの。）

③ 法人町村民税の納税証明書（構成町村内に事業所等がある法人が対象で発行後3か月以内のもの。）

④ 営業所表（様式第12号）

⑤ 委任状（様式第13号。ただし、代理人を置く場合に限る。）

⑥ 財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表、損益計算書）

⑦ 許可等に係る証明書又は許可証等の写し（建築物管理業務を営業するうえで得た許可証、登録証等（会社として得ている許可等）

⑧ 審査基準日直前の事業年度2年間における契約状況（様式任

意)

イ 小川地区衛生組合可燃ごみ処理業務委託に関するプロポーザル方式実施要綱第5条の要件を満たしていること

3 企画提案者の選定に関する事項

(1) 企画提案者を選定するための基準

評価項目	評価の視点	評価の指標
経営規模	経営規模は妥当であるか	・ 資本金、売上高
履行保証力	履行保証の面で心配がないか	・ 自己資本比率等 ・ 施設稼働実績
契約不適合補完能力	契約不適合に対する責任をとれるか	・ 賠償責任保険の加入の有無等
業務遂行力	一般廃棄物の可燃ごみ処理委託が可能か、処理施設能力	・ 一般廃棄物処理業の許可等 ・ 施設能力の詳細
社会貢献 (倫理観)	社会的貢献度が有るか	・ IS014001等の取得状況 ・ 環境負荷低減への取り組み等

(2) 非選定理由に関する事項

提出した参加申込書が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその非選定理由を書面により選定委員会（小川地区衛生組合）から通知する。

4 企画提案書の作成に関すること

(1) 企画提案書の作成様式、提出部数

ア 任意の様式による企画提案書（A4判）

正本1部及び副本10部（副本は複写可）

イ 企画提案書の必須事項

次の項目内容は、採点項目に関連するため必ず記載すること

① 業務を遂行する施設の規模と主な処理方法

- ② 環境負荷（温室効果ガス、残渣の処理方法、発電設備等）
- ③ 分別方法（禁忌品や処理困難物等）
- ④ 参考見積書（1トン当りの税別処理単価、中間処理業者は最終処分地までの運搬費、埋立費を含んだ処理単価）
- ⑤ 令和4年4月1日からの契約期間の提案
- ⑥ 休炉時、災害時処理体制の提案
- ⑦ その他の提案

※企画提案書の副本は、会社名のほか、会社が特定できるような表記はしないこと。

ウ 上記内容のPDFデータ（CD-RまたはDVD-R）1部

エ 添付資料として次の資料を提出すること。

- ① 企画提案書提出届（様式1）
- ② 同種業務受注実績調書（様式2）
- ③ 業務の実施体制及び業務実績等調書（様式3）
- ④ 最終処分までの処理工程表（様式任意）
- ⑤ 業務提案見積書（様式任意）
- ⑥ 業務提案見積内訳書（様式任意）
- ⑦ 会社概要書（様式任意・A4判）

(2) 記載上の留意事項

ア 様式規格はA4規格のみとする。

イ 文字サイズは、11pt以上とする。

ウ 提出書類は、表紙以外のすべての用紙の下部に通し番号（ページ番号）を付すること。

エ 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう配慮し、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(3) 企画提案書等の作成に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和3年1月26日（火）から令和3年2月1日（月）まで
平日：午前8時15分から午後5時まで

イ 提出方法

質問書（様式4）に質問事項を記入し、電子メールに添付して小川地区衛生組合に送信すること。なお、電子メールを送信

後、確認のため受付時間内に電話での連絡を行うこと。

(e-mail : ogawa-ei@soleil.ocn.ne.jp)

ウ 質問に対する回答

提出のあった質問事項をとりまとめたうえ、企画提案者全員に対し令和3年2月12日（金）までに電子メールで回答する。

(4) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限：令和3年2月19日（金） 正午まで

イ 提出場所：後記6の問い合わせ先と同じ

ウ 提出方法：持参（平日午前8時15分から午後5時まで）

書留郵送可（必着）

(5) 企画提案のプレゼンテーション

企画提案書の提出後、2月下旬にプレゼンテーションを行い、提案の説明を行う。プレゼンテーションに欠席した場合は、委託に応じる意思がないものとみなす。

(6) 企画提案書を採用するための評価基準

ア 可燃ごみ処理業務遂行能力に対する評価【90点】

評価項目	評価の視点	評価の指標
環境負荷	環境負荷低減への取組	・発電設備の有無 ・処理方式や能力の詳細 ・CO ₂ 排出量 ・焼却灰とその処理方法 ・収集運搬への影響
業務委託費用	見積金額	・見積金額
受入条件	受入制限 受入禁止物	・受入制限の有無 ・受入禁止物の有無
継続性 (安定性)	処理施設 将来構想	・施設稼働年数と将来計画 ・休炉時、災害時などのバックアップ体制の充実度 ・契約終了後の継続可能性 ・経営能力

イ プレゼンテーション・ヒアリングの評価【10点】

評価項目	評価の視点	評価の指標
説得力	説明が、論理的で納得できるか	・説得力 ・信頼性
コミュニケーション力	冷静に議論できるか、意思疎通が容易かどうか	・質疑への的確な回答

(7) 企画提案者の内定方法

小川地区衛生組合可燃ごみ処理業務委託に関するプロポーザル方式実施要綱第12条に基づき、選定委員会の審査を経て、企画提案者を内定する。

(8) 企画提案書の不採用理由に関する事項

提出した企画提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用理由を書面により、選定委員会から通知する。

5 企画提案の内定者に関する事項

- (1) 当組合と内定者は、発注業務の仕様内容について協議し、その内容を決定し基本協定を締結する。
- (2) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までは、当該業務の移行準備期間とし、当組合と内定者で発注業務における具体的な業務内容について調整する。
- (3) 令和4年4月1日から内定者と随意契約により契約を締結する。但し、(2)を含め、当該業務に係るすべての調整が整った場合に限る。

6 本公表内容についての問い合わせ先

〒355-0314

埼玉県比企郡小川町大字中爪 1681-2

小川地区衛生組合

TEL：0493-72-0441（FAX：0493-73-0217）

e-mail：ogawa-ei@soleil.ocn.ne.jp

7 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び企画提案者に選定

された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出することができない。

- (2) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出に関する費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び企画提案書を無効とし、その提出者を失格とする。
- (4) 提出期限後における参加申込書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。なお、提出された参加申込書及び企画提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (6) 選定経過の透明性を確保するため、必要な限度で参加者ごとの評価結果を事後に公表することがある。
- (7) 企画提案書の内定に関しては、予算議決前の準備行為として実施するものであり、予算執行の段階においては本契約に至らない場合がある。